

生きてます あなたの税

駅利用者の利便性の向上を目指して

市では、にぎわいがあり、人にやさしく、市民に愛される魅力あるまちづくりを目指し、埼玉県や都市再生機構と一緒に鉄道沿線の整備

(八潮南部一体型 駅南口交通広場完成予想図)

特定土地区画整理事業)を進めています。

つくばエクスプレスは平成17年8月の開業から、八潮駅を始め、各駅の利用者が着実に増え続けています。

現在、八潮駅周辺では、都市再生機構が駅南口広場整備工事(平成21年開設予定)を行っています。

これに合わせて市では、駅利用者のさらなる利便性の向上を目指して、誰にでも快適で使いやすく、そして、わかりやすいユニバーサルデザインや景観に配慮したバス・タクシー等のシェルターや各種案内板を駅南口開設と同時に利用ができるように整備を計画しています。

八潮南部事業推進課 ☎ 463

【事例1】 娘が携帯電話の無料動画サイトを見て、画像をクリックしたら「詳しくはこちら」となり、情報入力画面になつた。携帯電話番号などを入力後、電話発信画面になりました」という音声が流れ、翌00円を請求する画面になつた。翌日電話で、「支払わなければ法的手段をとる」と言われた。

【事例2】 「特定非営利活動法人消費者生活支援センター」という「適格消費者団体」からハガキが届き、「本人様からのご連絡をお願いします」と書いてある。連絡したほうがいいのか。

平成19年度に埼玉県内では、1万3103件の架空・不当請求に関する相談がありました。相談件数は、平成16年度をピークに年々減少していますが、携帯電話での架空・不当請求

請求は平成18年度の1・3倍に増えています。また、弁護士名や公的機関に似た名称を用いた「不審な通知」は以前からありました。最近は「適格消費者団体」を名乗り、消費者の味方であることを強調する悪質な手口が目立ちますので、注意が必要です。

契約は、当事者同士の合意がつて初めて成立するので、**【事例1】**のような相手方の一方的な主張だけでは契約は成立しておらず、支払義務が発生しません。携帯電話番号やメールアドレスなどが知られていても、無視するか、毅然とした対応をとることが大切です。

最近では**【事例2】**のように、「適

格消費者団体」を名乗る「消費者生活支援センター」などが大量にハガ

キを送りつけているようです。

ハガキに、「当センターの名をか

けた」ときや不安に思うことがあります。そこで、お近くの消費生活相談窓口へお問い合わせください。

市内の消費生活相談は、月・火・水・木曜日(祝日の場合はその翌日)、午前10時から正午、午後1時から4時まで、市役所3階消費生活相談室で行っています。

市役所3階消費生活相談室では、会員(依頼・提供・両方会員)を募集しています。一時預かりを利用したい方や保育所等への送迎などでお困りの方、育児の援助をしてみたいと思われる方は、センターへお問い合わせください。

●入会説明会

会員になるために、センターのしくみ等について説明します。

*入会説明は、ファミリー・サポート・センター内で随時開催します。

*入会説明会に参加する際、おおむね生後1歳から就学前までのお子さんをお預かりします。(要事前予約、先着順6人)

■開催日:3日前までに、ファミリーサポート・センターへ。

会員登録など、各センターの規定に従い手続きが必要です。※センターにより利用料金等が異なりますので、お問い合わせください。

会員登録の受け付けを開始します。

各市町ファミリー・サポート・センターにて平成21年1月5日(月)からお問い合わせください。

では、会員(依頼・提供・両方会員)を募集しています。一時預かりを利用したい方や保育所等への送迎などでお困りの方、育児の援助をしてみたいと思われる方は、センターへお問い合わせください。

平成21年1月から、ファミリー・サポート・センターの利用範囲が拡大され、5市1町(八潮市、草加市、越谷市、三郷市、吉川市および松伏町)の希望するセンターで育児の援助を受けられるようになります。

会員登録など、各センターの規定に従い手続きが必要です。※センターにより利用料金等が異なりますので、お問い合わせください。

会員登録の受け付けを開始します。

各市町ファミリー・サポート・センターにて平成21年1月5日(月)からお問い合わせください。

●生涯学習・まちづくりQ&A

地域の子育てを応援するファミリー・サポート・センター

始まります!

ファミリー・サポート・センターの相互利用が始まります!

会員登録など、各センターの規定に従い手続きが必要です。※センターにより利用料金等が異なりますので、お問い合わせください。

会員登録の受け付けを開始します。

各市町ファミリー・サポート・センターにて平成21年1月5日(月)からお問い合わせください。

会員登録など、各センターの規定に従い手続きが必要です。※センターにより利用料金等が異なりますので、お問い合わせください。

会員登録の受け付けを開始します。

各市町ファミリー・サポート・センターにて